

感染予防と社会経済活動のバランス

警戒レベルの設定（3区分）

- 基本的に、以下の3つの警戒レベルを設定し、感染状況等（まん延度合い、医療負荷等）に応じて感染対策と社会経済活動等のバランスを図る。
- 警戒レベルに基づく要請等は、県下一律で行うものに加え、感染状況に応じて、市町やエリア単位での対応も行う。

【感染縮小期】



【感染警戒期】



【感染対策期】

〔感染予防と社会経済活動のバランスを図る〕

感染予防

社会経済活動等

〔実績〕 R2.6/19～11/19

【移行期間】

〔感染予防を重視
社会経済活動は制限付きで展開〕

感染予防

社会経済活動等

〔実績〕 R2.5/11～6/18、R2.11/19～現在
※6/1～6/18：縮小期への「移行期間」
※1/8～3/1、3/25～現在：「特別警戒期間」

【特別警戒期間】

〔感染予防を最優先
社会経済活動はできる限り縮小〕

感染予防

社会経済活動等

〔実績〕 なし（ただし概ね昨年5月の連休期間中）